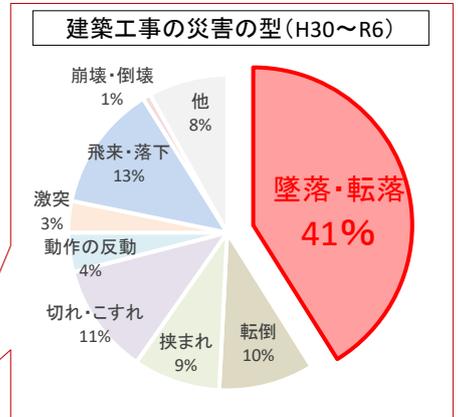
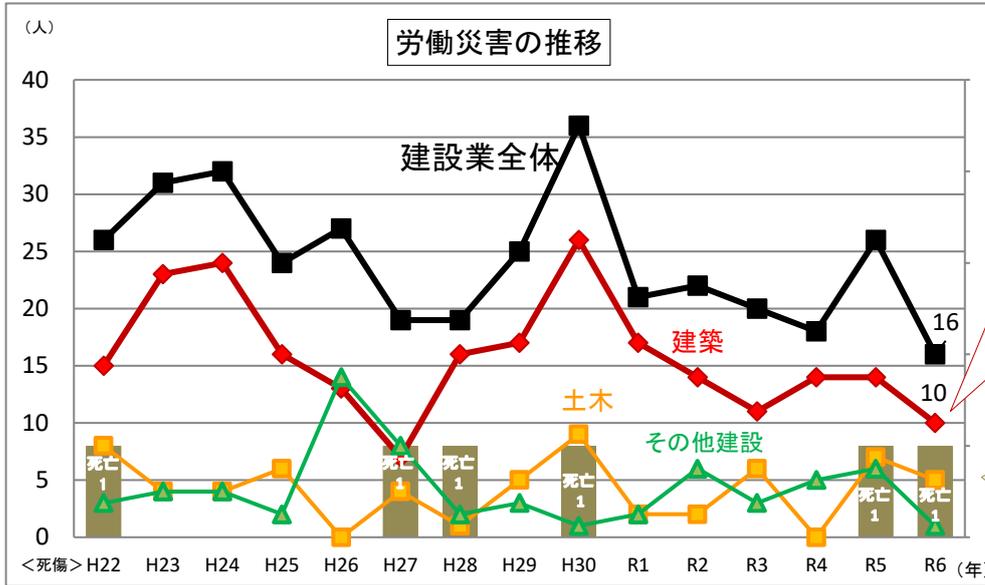


死亡・重篤災害【ゼロ】に向けて

「墜落・転落」「熱中症」「火災」防止の強化

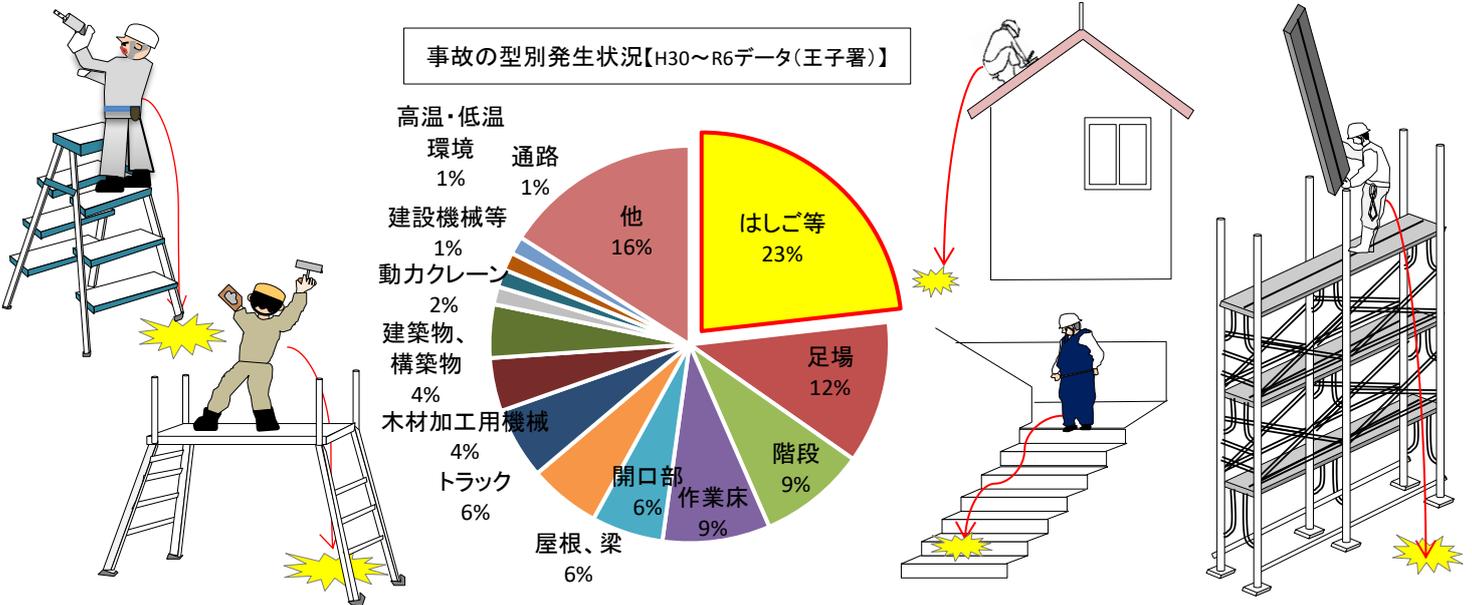
王子労働基準監督署

北区の建設業の災害の発生状況



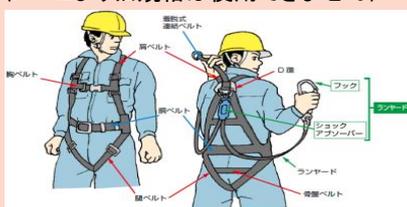
H22以降の死亡災害のうち
「墜落・転落」4件
「飛来・落下」1件
「熱中症」1件

建設業における「墜落・転落」災害の特徴



墜落制止用器具の使用

特に「足場の組立・解体時」に使用の徹底
 フルハーネス型墜落制止用器具の**特別教育**
新規格の墜落制止用器具を使用
 (R4.1.2より旧規格は使用できません)



フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。

<関連リーフレット>



安全衛生教育の徹底

現場監督への意識調査(R3東京労働局)において、労働災害発生要因として、「**作業の慣れ**」、「**危険意識の低下**」が多く回答

- 安全衛生教育の徹底
 - ▶ 新規入場、送り出し
 - ▶ 雇入れ教育
 - ▶ 職長の再教育・・・等
- 作業手順の周知状況
(手順内容の確認、周知会の実施)
- KY活動等の形骸化
(改めて活動の意味、目的、進め方を指導)



「墜落・転落」「熱中症」「火災」による災害防止が重点対策

墜落・転落災害の防止について

1.脚立、はしごについて

①まず検討！

□ はしごや脚立の**使用そのものを避ける**

□ 墜落の危険性が相対的に低い用具へ変更(ローリングタワー、可搬式作業台、手すり付き脚立等)

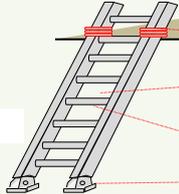


【可搬式作業台(例)】 【手すり付き脚立(例)】

②使用する場合の「ルールの設定」「安全使用のポイントを」教育



- 身を乗り出さない (位置を直す)
- 天板作業禁止
- 反動のある作業をしない
- 3点支持での昇降



- はしご上端の固定・突き出し
- はしご上で作業をしない
- 3点支持での昇降
- 滑動防止(又は補助)

【チェックリストの活用】

脚立 チェックリスト

厚労省 検索

はしごを使う前に

はしごを使う前に必ずチェックしてください。

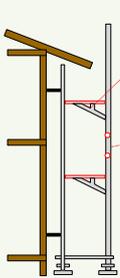
作業台を使う前に

作業台を使う前に必ずチェックしてください。

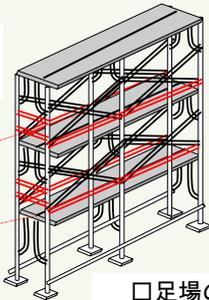
2.足場について

原則、枠組・本足場(幅40cm以上)を採用

組立・解体中の対策徹底



- 作業床の確保 (幅40cm以上)
- 手すり、中さんの設置
- 下さんの設置 (躯体側も必要に応じて)



□ 足場の点検

R4年に都内で足場解体中の墜落による死亡災害が発生

- 先行手すり採用 (適切な手順の徹底)
- 墜落制止用具使用 (原則フルハーネス)
- 適切な取り付け設備 (親綱等)



□ 作業主任者の配置と職務の遂行

足場からの墜落防止措置が強化されます

※足場解体作業時、親綱(足場1段目)に親綱を付ける

1. 足場の点検
2. 親綱の設置
3. 親綱に安全帯を取り付ける

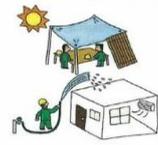
STOP! 熱中症

～クールワークキャンペーン～

令和7年5月1日～9月30日まで

令和7年6月1日 安衛則改正により
熱中症対策を強化!

- 暑さ指数の把握
- 暑さ指数を下げる
- 休憩場所の整備
- 異常時の措置



異変を感じたらすぐ医療機関へ

対象となるのは、
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施
が見込まれる作業

義務付ける内容

- 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を**報告するための体制整備及び関係作業者への周知**。
- 熱中症のおそれのある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送先等熱中症による**重篤化を防止するための必要な手順の作成及び関係作業者への周知**

□ 基礎疾患者への配慮

- ①糖尿病
- ②高血圧
- ③心疾患
- ④腎不全
- ⑤精神・神経系の疾患
- ⑥皮膚疾患
- ⑦感冒
- ⑧下痢

□ 日常の健康管理



睡眠不足 飲み過ぎ 当日の朝食

□ 水分・塩分摂取



のどがかわいていなくても

□ 熱への順化

- 作業時間の短縮
- 服装



火災による災害防止

<引火性・可燃性のある物の把握>

- 火気作業を含めた作業計画の作成
- 危険性を労働者に周知
- RAの実施

<施工場所への周知、注意事項>

- 施工場所の表示「火気使用禁止」
- 消火器
- やむを得ず作業のある場合
- 作業指揮者
- 消火設備(作業場のすぐ近く)
- 不燃性シート等



解体等工事にかかる石綿対策

□ 事前調査結果のシステム報告 (R4.4～)



パソコン・スマホから24時間報告できます



- 調査者の資格要件を制定(R5.10～)
- 一部の工作物の調査も資格取得が必要(R8.1～)

- 工事の対象部材について、石綿の有無の調査「目視、書面(設計図書等)」
- 作業の実施状況を写真で保存(3年保存)
- 隔離を解く前に取り残しがどうかの確認

- 石綿含有仕上げ塗材、成型板の除去規制

石綿総合情報ポータルサイト 検索

